

人間尊重と日本国憲法	( )組	氏
	( )番	名

和夫君のクラスでは、「人権尊重と日本国憲法」の学習のまとめとして、資料1を使って討論を行いました。次は、討論の流れです。後の各問いに答えなさい。

**討論題 「Aさんは立ち退きをすべきだろうか？」**

**【資料1】 《対立》**

郊外に新しい団地ができた。その団地への入り口は道が狭く、朝夕混雑していた。そこで、市は団地と市街地を結ぶバイパスを造る計画を立てた。

このバイパスを通ることができれば、渋滞が緩和されて時間のむだがなくなり、効率的である。

するAさんは「先祖代々から所有している」を拒否した。

**結論** 立ち退くべき

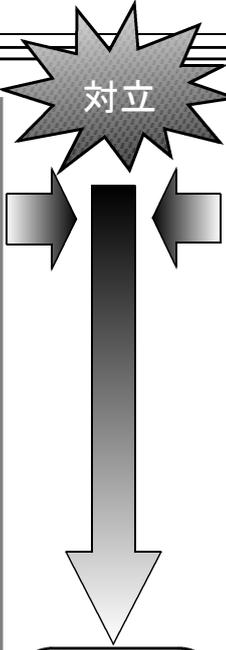
**視点** 《効率》

現在の団地前の道路の利用状況は、効率的といえるか？

**主張**

①

ので、Aさんは立ち退くべきである。



**結論** 立ち退かなくてよい

**視点** 《公正》

Aさんの権利保障の観点からみても、公正であるといえるか？

**主張**

②

ので、Aさんは立ち退かなくてよい。

**結果**

Aさんは立ち退きを求められ、正当な補償の下、引っ越しをすることになった。

**理由**

③

(1) 前のページの討論で、《効率》の視点から主張を行ったグループが ( ① ) でどのような主張を行ったのかを、資料1の状況をふまえて書きなさい。

(道路の利用者の立場から考えると、) バイパスができることによって朝夕の混雑が解消され、多くの人々の時間の無駄がなくなる (時間の無駄がなくなり効率的になる)

(2) 《公正》の視点から主張したグループは、日本国憲法で学習した内容を根拠にして主張を構成しました。根拠に用いるものとして最も適するものを、下のア～エから2つ選び、それをもとに、( ② ) でどのような主張を行ったかを考えて書きなさい。

ア 日本国憲法 第11条  
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保証する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

イ 日本国憲法 第22条第1項  
何人も、(略)居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
日本国憲法 第29条第1項  
財産権は、これを侵してはならない。

ウ 日本国憲法 第25条第1項  
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

エ 日本国憲法 第14条第1項  
すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

根拠に用いる日本国憲法の条文	( ア ) ( イ )
主張	国民には、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として与えられている。また、居住、移転及び職業選択の自由や財産権の保障が認められている

(3) 和夫君たちが討論を行った後、先生から、実際にはAさんがどのようになったのかについて説明があり、和夫さんたちは、なぜそのような結果になったのかについて、討論の内容や下の資料2をふまえてまとめました。

前のページの ( ③ ) に適する内容を、討論の内容や下の資料2をふまえて書きなさい。(※資料2の中にある、ポイントとなる言葉を必ず用いること)

【資料2】 日本国憲法 第12条  
この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

理由

Aさんの権利(財産権)尊重されるべきであるが、朝夕の混雑解消のためにバイパスをつくること(効率の視点)は、「公共の福祉」にあたるため、Aさんは(正当な補償の下に)、立ち退きをしたと考えられる。